

志學館大学人対象研究倫理ガイドライン

(目 的)

第1 このガイドラインは、「志學館大学公正な研究推進要綱」第11条第2項に基づき、志學館大学の研究者が、人を対象とする実験・調査研究を遂行するにあたっての倫理的な指針を示す。

(研究遂行にあたっての基本的態度)

第2 研究遂行に必要な知識及び技能の研鑽に日々努め、これを怠ってはならない。

2 研究の目的及び方法において、違法性、人権の侵害その他社会及び個人に悪影響をもたらすことがあってはならない。

3 前項を踏まえた上で、研究が社会及び個人に悪影響をもたらす可能性がないか慎重に吟味し、生じうる悪影響の予防に努めなければならない。

4 研究の対象となる人（以下「研究対象者」という。）に対しては、敬意を持って誠実に接し、その負担が最小限となるよう配慮しなければならない。

(個人データの収集にあたって配慮すべき事項)

第3 研究対象者に予測される利益、不利益、負担、リスクについて説明するとともに、それを予防、軽減するため配慮しなければならない。

2 研究対象者に対し、事前に研究目的、データの収集方法（データ収集に際し、データ提供者が経験すると予想される負担を含む）、データの取り扱い方（データの保存期間、保存方法、廃棄方法及び個人情報の保護方法を含む）及び研究成果の発表方法について説明し、本人の自由意志による同意を文書によって得なければならない。また、この同意は本人の意志により撤回可能であることを告知しなければならない。

3 研究対象者が年少者（18歳未満）である場合又は同意に関して責任ある判断を下す能力を有するか疑わしい場合は、まず、本人に代わりうる責任ある成人（保護者、血縁者、後見人）に説明し、同意を得なければならない。

4 研究対象者本人又は本人に代わりうる責任ある成人が同意を撤回したときは、データの収集を中止し、既に得られたデータを廃棄しなければならない。

5 研究の手法上、データ収集時に情報の非公開や虚偽の教示が不可欠な場合は、データ収集後、研究対象者にその事情及び理由を説明し、了承を得なければならない。了承が得られないときは、既に得られたデータを廃棄しなければならない。

6 研究対象者が問い合わせ及び要望ができるように、データ収集に関する責任者への連絡方法を明示しなければならない。

7 研究対象者から調査結果の開示を要求されたときは、これを開示しなければならない。

8 データの収集にあたって知り得た研究対象者の個人情報、外部に漏洩しないように管理しなければならない。

9 データの収集にあたって知り得た研究対象者の個人情報が、当該研究対象者の犯罪行為を示唆する場合又は当該研究対象者が犯罪行為の被害者であることを示唆する場合は、関係諸機関への通報義務がある。

10 データの収集に関する包括的責任は、当該研究の責任者が負うものとする。

附 則

このガイドラインは平成 23 年 2 月 23 日より施行する。

附 則

このガイドラインは平成 30 年 1 月 17 日より施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 9 月 8 日から施行する。
- 2 この要領施行以前にあった「志學館大学大学院心理臨床学研究科人対象研究倫理ガイドライン」は廃止する。